

初夏のさわやかな季節はあっという間に過ぎ去り、もう梅雨入りしてしまいましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。新年度を迎えて2ヶ月が経ち、そろそろ落ち着いて仕事ができる環境が整ってきたところでしょうか？

最近は大きな事件がマスコミを賑わせています。そのなかでも特に小さな子供の命が犠牲になる事件は本当に悲しいものです。親が子供に24時間365日張り付いているわけにはいけないので、やはりたくさん目の子供たちを見守っていく必要があります。最近では親たちによる防犯パトロールや、地域の自治会の方のパトロール（通称みどりのおじさん？）が行われているようですが、その認知度は低く、子供にしてみても「あの派手なみどりのジャンパーを着たおじさんは誰？なに？」と不審がっている始末。子供にも親にも、そして地域の人たちにきちんと認知されてこそ、パトロールの効果、防犯の効果も上がるように思います。子供を持つ親にとってはとてもありがたい取り組みですし、せっかく派手な目立つジャンパーもあることですから、しっかりアピールして子供を見守っていただきたいものです。

さて、今回もいつもの定例事例検討会の報告と6月10日に行いました「第6回ネットワーク会議」についてご報告させていただきます。

また、PASネットに関して、なにかご意見・ご要望等がございましたら、メールでお寄せくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1、権利擁護事例検討会の報告

新年度からの事例検討会は通年のテーマを「法律と福祉の連携」としまして、PASネットが実際に関わった成年後見制度における複数後見の実践事例を紹介し、法的な側面、福祉的な側面それぞれのアプローチの仕方や両者の連携の方法について、具体的な検討を行っていきたいと考えております。

第2回目となりました5月は、「権利擁護における協働実践の検証～その2～」と題し、2つの事例を検討しました。

ひとつめの事例は弁護士と社会福祉士による複数後見事例で、ご本人は83歳の独居、法的支援の内容としては自宅改修の許可申請、地主との立替交渉と契約、財産管理、そして福祉的支援としては、介護保険による家事援助ヘルパーの導入、自宅生活継続のために

近隣住民や民生委員への配慮・調整等、月1回の面会などがありました。

ふたつめの事例は司法書士と社会福祉士によるやはり複数後見事例で、ご本人は92歳の独居、法的支援としては自宅改修のための居住用不動産処分の許可申請と財産管理、福祉的支援としては、介護保険サービス利用を含め自宅での生活のためのサポート体制の確保、関係者への連絡調整等がありました。

今回は2例とも高齢であるご本人の自宅を改修して、在宅生活を実現させた事例でした。しかし当初は居住用財産があるけれども老朽化しており、改修しなければ住める状態ではない、でも改修には高額な費用がかかる、たとえ改修してもご本人の年齢からどのくらいの期間住めるのかわからない、本人や家族、あるいは支援者間の合意を得ることができるのか、などの課題や疑問がありました。今回はたまたま2ケースとも身寄りのない独居の方であったこともあり、後見人がご本人の自宅生活への思いを柱として踏み込んで支援を行っていきました。今後も同様のケースに対しては、ご本人の「思い」の実現を柱に、支援の輪の中で合意形成を図ることが求められます。

「居住支援」ということが言われるようになりましたが、「住まい」をどう考えるのか、居住環境を整えることが本人の生活の質や生き方にどう影響するのか、そして本人の意思の実現のために後見人の果たす役割やその力量について、深く考えさせられた事例でした。

この事例検討会はPASネットの会員であれば誰でも無料で参加できますし、会員でない方も当日にPASネットの会員にご登録いただければ参加できます。また一度見学してみたい、テーマによっては参加してみたいという方は、参加費二千元をお支払いいただければ参加できますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

PASネット月例事例検討会

・ 6月27日(火) 18:30~20:30

テーマ 「法的支援と福祉的支援 その3」

~ 成年後見制度における複数後見の実践事例 ~

報告者 内田 扶喜子氏(社会福祉士・精神保健福祉士)

場所は西宮市総合福祉センター内です。

2、第6回ネットワーク会議報告

6月10日(土)西宮市総合福祉センターにて第6回ネットワーク会議を開催いたしました。今回はテーマを「権利擁護ネットワークの展開」としまして、阪神間において権利

擁護に関して先駆的な取り組みをみせている芦屋市についての報告をいただきながら、他市の現状について、またネットワーク構築に向けての展望を検討いたしました。

芦屋市では今年度から「芦屋市権利擁護委員会」というものが設置されました。この委員会の役割は権利擁護に関するガイドラインの作成や調査・研究、ネットワーク構築に向けての技術的助言・検討に加え、高齢者虐待事例への助言さらに直接的関与もしていくことになっているようです。芦屋市の報告ののち検討に入りましたが、特に高齢者及び障害者への虐待事例に遭遇した場合の対応について、多くの意見が出されました。なにを持って虐待と線引きするのか、すぐさま虐待者から引き離して救出すべきかあるいはケアプランを変更することで対処可能なのか、またそれを虐待行為だと認識していない虐待者への対応はどうすればよいのか、被虐待者への支援はもちろんだが虐待者への支援はどうすればよいのか、など実際に虐待現場に遭遇した方々のさまざまな苦悩が発表されました。こういったときに対処法の助言を求めたり、実際に対処した方法が適切であったかを含めて相談にのってくれるような第3者の機関があれば、という声がありました。また遭遇した事例がひとりの相談員やケアマネージャーが対応できる力量をはるかに超えた事例であった場合、法的な側面からの対応をお願いできる機関があれば、という声もありました。この4月からできた地域包括支援センターの権利擁護への対応窓口に関してはどこまでやってくれるのか、期待半分、疑問半分といったところのようです。

また前回のネットワーク会議にて開催が提案された「権利擁護フォーラム（仮）」ですが、既にその実行委員会が立ち上がって、実際に活動が開始されています。その活動報告が実行委員会事務局長のほうからありました。

まず「権利擁護フォーラム」は2007年2月17日（土）の開催が決定したこと、権利擁護に関して先進的な取り組みをしている仙台市のNPO「エール」への視察訪問が7月1日に予定されていること、また阪神間の福祉施策の現状について弁護士、司法書士、社会福祉士の3人が1組となって各市ごとに調査を行うことなどが、報告されました。実行委員会の活動については、今後のネットワーク会議になかでも経過報告していただく予定になっています。

ご出席いただいた皆様、お疲れ様でございました。次回ネットワーク会議は9月9日（土）となっております。次回も是非ご参加くださいますよう、よろしく申し上げます。

3、「在宅ホスピス」

PASネットで支援している高齢の女性が先日92歳で亡くなりました。この方は家で暮らすことを強く望まれていたので、わずかな時間ではありましたが、在宅ホスピスで自宅で最期を迎えることができました。一人暮らしの方でしたが、往診の医師、24時間体制の訪問看護、ケアマネージャー、ヘルパー、近隣の方、保佐人が、最後までその方ら

しく生きておられる姿を見守らせていただきました。ご冥福をお祈りいたします。

見取りの中で、関わって来たひとりひとりがとても良いプレゼントをいただいたように思いました。

課題も多くありますが、在宅ホスピスの良さを認識しました。今後、このテーマを深めていく機会が持てたらと考えています。

~ TOPIC ~

PASネット権利擁護セミナーについて

PASネットでは、近々に「権利擁護セミナー」の開催を予定しています。主にサービスの利用者、その家族の方を対象とした「よくわかる！！権利擁護Q&A」、及び事業者や職員の方を対象とした「イチから学べる権利擁護講座」の2種類があります。どちらも月1回、全3回で1コースとなっており、内容は成年後見制度一般から消費者被害、虐待への対応についてなどです。法律家と福祉職1名づつを講師に迎えて、事例を通したQ&A方式のわかりやすい、入門的な講座となっています。詳しい内容につきましては、近々このホームページ上の別欄にてチラシを掲載いたしますので、ご覧下さい。

PASネットは今年度の事業計画の中で、重点事項として権利擁護の啓発活動をあげております。このセミナーだけではなく、もっとざっくばらんにお話ができるような「成年後見ワークショップ」も企画していますので、ご興味のある方は是非お問合せください。

PASネット会員募集のお知らせ

PASネットではPASネットの活動にご理解とご支援をいただける会員の方を募集しております。昨年度は会員登録が100名を突破し、PASネットの活動の広がりを実感させていただくことができました。しかしながら、PASネットは現在、会員の方々の会費収入と個人の寄付によりその活動費をまかなっており、財政的に大変苦しいのが実情です。というわけで、さらにPASネットの活動に是非ご支援をよろしく願いいたします。

正会員：入会金1万円 年会費1万円(1口)

支援会員：入会金無料 年会費3000円(1口)

団体会員：入会金無料 年会費 1万円（1口） *何口でも可です。
また、すでに会員の方々におかれましてはいつもPASネットへのご支援を
ありがとうございます。年度が新しくなりましたので、引き続きPASネット
への活動にご協力いただける方は、会費の納入をよろしくお願い申し上げます。

～あとかき～

皆様は最近の小学校の給食事情についてご存知でしょうか？西宮市の場合、セレクト給食・・・3種類のおかずの中から好きな2種類を選ぶ。リザーブ給食・・・2種類のおかずのなかから1つを選んであらかじめ予約しておく。この他小学生の食べたいおかずリクエスト 1のおかずが新メニューとして登場したり、旬の食材を使ったオツなメニューなんかもあって、給食の献立表を見ているだけでワクワクします。さらには栄養士さんが常駐、ランチルームなんてしゃれた教室もあるわでずいぶん「食育」に力を入れているようです。やはり日々の健康、安定した精神、みなぎるヤル気に押し出すパワー、のためにはなんといっても食事！！なんですね。よし、明日からがっつり食べて目指せ「食育」だーっ。(BB)

今日の空 明日の風

～ 「支援」としての権利擁護 ～

上田 晴男

PASネットでは現在80件あまりの継続案件(後見活動やその支援、権利侵害等の救済等)がありますが、中でも私がA級案件と呼んでいるものがあります。これは支援ニーズが高く多くの支援者の確保とチームケアを必要とする案件です。当然、細かな調整や訪問、支援会議等の頻度も高くなります。このA級案件が増えてきています。それはPASネットが単なる権利擁護ではなく、必要とする支援に踏み込んだ実践を行うからではないかと思います。

私たちはPASネットの活動を「権利擁護支援」と位置付けています。「権利擁護支援」とは何でしょうか。一般的な権利擁護は、自分たちの権利を守るための取り組みであり、それは障害の有無等に関わり無く私を含めて誰もが必要に応じて行っているものです。つまり、いやなことがあったり、困ったときは誰かに助けを求める等です。その意味では、権利擁護は基本的には自分で行うもの(=セルフアドボカシー)といえます。

これに対して「権利擁護支援」は、何らかの障害があるために、こうした対応が自分で行うことが難しい人た

ちを支援する取り組みです。具体的に言えば、権利擁護では必要とされる方に成年後見制度の利用による後見人等を確保するために便宜を図りますが、「権利擁護支援」では、確保された後見人等によりご本人が自分らしい生活を営むことが出来るように後見人等の活動も支援する取り組みも行うということです。例えば虐待等の権利侵害に対しても、単に避難して危険回避をするだけではなく(これはこれで大変ですが...)、その後のご本人たちの生活の確立に踏み込んで支援します。

ご本人たちが求めているのは、後見人等の確保や避難ではなく、自分らしく生きたい、安心して暮らしたいということです。つまり、「手段」の確保だけではなく、本来求めている状態を築くには多様な支援者を確保してチームとして機能していく継続的な支援体制を確立することが必要というわけです。

権利擁護は、もともと自分という「主体」を確立し守ることです。言い換えれば、それは個人的な価値(=生き方や「思い」)の実現といえます。「権利擁護支援」の実践は、可能な限り、このことの実現を図る取り組みでもあります。だからこそ、ネットワークが必要なのであり、協働実践となるのです。

では、それはどのように形成していくのでしょうか。(続きは次回)